

博物館とかかわりのある法令の代表的なものをあげています。

【社会教育】

○教育基本法

第12条 博物館その他の社会教育施設等による社会教育の振興

○社会教育法

第9条 博物館は、社会教育のための機関

○博物館法

第1条 社会教育法の精神に基づき博物館の設置・運営に必要な事項を定める

第2条 博物館の定義

第3条 博物館の事業

第4条～ 館長、学芸員等

第8条 文部科学大臣は、博物館の設置及び運営上望ましい基準を設ける

(→博物館の設置及び運営上の望ましい基準)

(→私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準)

第10条～ 登録博物館

第18条～ 公立博物館

第27条～ 私立博物館

第29条 博物館相当施設

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 首長の職務権限の特例

【文化芸術】

○文化芸術基本法

第14条 国による地域における文化芸術の振興等

第21条 国による国民の鑑賞機会の充実

第22条 国による高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

第26条 国による美術館、博物館の充実のための施策

(→多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のガイドライン)

第27条 国による地域における文化芸術活動の場の充実

【組織】

○文部科学省設置法

第18条 文化庁の任務:文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進、国際文化交流の振興、博物館による社会教育の振興、宗教に関する行政事務を適切に行う

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

第9条 文化芸術施設における文化芸術の鑑賞機会の拡大

【博物館の種類ごとの法律】

【文化財】

○文化財保護法

第53条 公開承認施設

(→文化財公開施設の計画に関する指針)

(→国宝重要文化財の公開に関する取扱要領)

【美術館】

○美術品の美術館における公開の促進に関する法律

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律

【美術館や科学博物館】

○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律

【動植物園】

○動物の愛護及び管理に関する法律

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

【設置形態ごとの法律】

【国立】

○独立行政法人通則法

第5条 各独立行政法人の目的は個別法で定める

(→文化に関する独立行政法人の個別法)

【公立】

○地方自治法

第244条 公の施設の設置

第244条の2 指定管理者

○地方独立行政法人法

第21条 地方独立行政法人の業務の範囲

(→政令で博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館を規定)

【私立】

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

【観光】

○文化観光推進法

第2条の2 文化資源保存活用施設と、地域の文化観光推進事業者との連携

社会教育とは

○教育基本法(平成18年法律第120号)

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他適当な方法によって社会教育の振興につとめなければならない。

○社会教育法(昭和24年法律第207号)

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

博物館の定義

○博物館法(昭和26年法律第285号)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する**資料を収集し、保管し、展示**して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その供用、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの**資料に関する調査研究**をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

※ICOM(国際博物館会議)規約

「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である」と定義。

博物館機能のイメージ

博物館法により規定されている博物館の機能は次のとおりです。

あつめ、まもること

資料を集めて保護し
未来に継承すること

収集
保管

対象
資料

展示
教育
娯楽

調査
研究

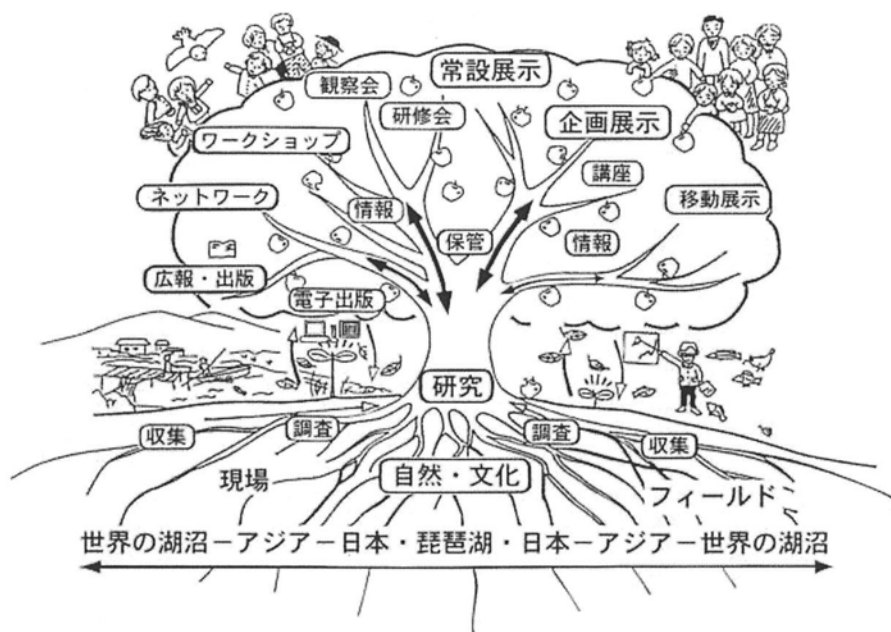
しらべること

資料の意義や価値・
魅力を見出すこと

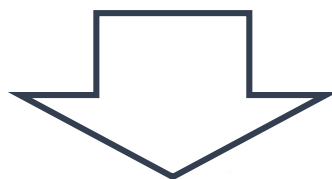
つたえること
資料の意味や魅力
を発信すること

博物館機能のイメージ (滋賀県立琵琶湖博物館の運営基本方針から)

琵琶湖博物館の活動イメージ



※琵琶湖博物館を1本の樹木にたとえるならば、研究活動は、大地に深く広がり“知”という養分をくみ上げる根にあたる。日常の絶え間ない研究・調査活動によって、はじめて博物館の太い幹を育て、葉を広げ、実を結ぶことができる。



研究が太い幹として博物館活動を支える
資料の価値と魅力を高める

法に定められる博物館機能と役割、新しい期待

近年、社会的・地域的課題（観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業、観光等）への対応など、博物館に求められる役割が拡大・多様化しています。

博物館機能と役割

- * 資料の収集・保管（保存）
- * 資料についての調査・研究
- * 資料・研究成果の公開・展示
- * 学校教育との連携
- * 社会教育の推進
- * レクリエーション

- * まちづくり・地域振興
- * 市民参画、コミュニティづくり
- * 社会包摂
- * 文化的で豊かな生活と福祉
- * 観光、国際交流
- * 周辺産業との連携

新しい期待

《事例》

■「博福連携」の取り組み

北名古屋市歴史民俗資料館では地域に暮らす高齢者を元気にしていくプロジェクトとして、博物館と福祉関係の部局が連携して「思い出ふれあい(回想法)事業」を「博福連携」と名付け、活動の軸の一つとしています。

* 回想法とは

懐かしい写真や生活用具を用いて、思い出や記憶を語り合うことによって脳を活性化し、心身を元気にする心理・社会的アプローチ

■新型コロナウイルス感染症関連資料の収集について

新型コロナウイルス感染症の拡大は歴史的な出来事であり、後世の人々が学ぶことができるよう資料の収集・保存を行うことは博物館の役割の一つであると考え、吹田市立博物館等では関連資料を収集し、展示を行っている。

博物館の役割

基本機能を発揮することの重要性

- 基本性能(文化財等の資料の「調査・研究」「収集・保存」「教育・展示」)を最も重視すべき。
- 博物館には、地域における多様なコミュニティの形成やまちづくりへの貢献、福祉・観光との連携等、「新たな社会的役割」が期待されているが、博物館がこれらの分野で成果を発揮するためには、基本性能を発揮することが前提となる。

地域との連携・地域住民への価値の還元

- それぞれの博物館が立地する地域との連携、博物館が生み出した価値の地域住民への還元が重要
- 「市民参加型の活動を増やし、博物館の成果を地域住民に還元する必要がある」「地域貢献のため、教育委員会をはじめとする行政や、大学との連携を強化すべき」「博物館が取り扱う資料を学芸員に限らず地域の人々も学ぶことで、地域の課題に当事者意識を持つ必要がある」「地域の文化を見出し、保存することで地域住民のシビック・プライドを醸成することが重要」
- 高齢化が進展する中での役割として「健康を通じた地域・社会貢献を望む」

博物館の価値を発揮できるような観光との連携の在り方を模索する必要性

- 「博物館の基本機能を発揮する中で、文化財を観光資源として活かし、他地域との差別化を図るべき」「博物館が、地域と旅行者をつなぎ、域内の観光資源を周知するビジターセンターのような役割を果たすべき」「観光客ではなく、地域住民を中心に据えた地域の観光資源化に貢献すべき」
- 基本機能を発揮することで地域の文化財等の観光資源と地域を訪れた人を「つなぐ」役割を果たすことができる。

資料の保存と公開・展示することの両立

- 博物館の観光資源化にあたり、観光客に向けた文化財等の公開・展示が求められる中で、博物館の本来の基本機能である資料の保存との両立を慎重に検討すべき。

博物館の多言語化について

- 外国人観光客に対応するためには、博物館内資料の説明や案内といった面において多言語対応を行うことが重要となる。
- 「博物館の多言語化を無料で引き受ける窓口が必要」「熟達した翻訳者の養成が必要」「英語以外の言語に関しても関東が必要」「文化財の情報を正確に伝える質の高い翻訳が求められる」
- 外国出身の市民が増えることも見込まれる中、定住外国人にその価値を提供できるよう多言語対応を求められる可能性もある。

博物館が国際的な視野を持つことの重要性

- グローバル化がさらに進展することが見込まれる中で、日本の博物館においても、ジェンダーやLGBTQ、歴史問題といった国際的に重要視されている問題についてアンテナを張ることが重要。

学芸員の役割

学芸業務において役割を発揮することが前提

- 学芸員には調査研究を始めとする専門スキルが求められ、それらは大学の学芸員要請課程で磨かれるべき。
- 博物館が生み出した価値を社会に還元するためには、研究スキルに加え、教育・普及に資するスキルが重要。

地域との連携・地域住民への価値の還元が重要

- 「地域住民とともに活動しながら研究で得られた成果を還元」、「地域とのネットワークの構築」、「地域の博物館同士の連携促進」など、学芸員には「地域と関わり、地域に価値を還元する」ことが求められている。
- 地域との連携は、地域に密着した市町村レベルの学芸員において特に求められるもの。

博物館運営能力の必要性

- 「館を訪れた人をもてなす対人関係能力」、「博物館の運営に係る経営や事務スキル」など、博物館の運営などの経営管理や来館者業務に関するスキルも重要。
- 経営管理に関する役割は、本来学芸員以外の縁門的スキルを持つ職員が配置されるべきだが、財政的余力がないため、学芸員が経営スキルを身につけざるを得ない。

観光資源化による学芸員の負担増

- 学芸員の業務は多岐に渡るため、博物館の観光資源化は学芸員の負担を大きくする。
- 学芸員資格がなくとも観光振興を担う専門職の新たな設置や、学芸員要請課程に博物館と観光との関わり方に関する科目を設置し、観光に対する学芸員の理解の深化を図るべき。

SNS等を通じた広報活動

- 博物館情報を対外発信するツールとして、SNS等を利用した若年層を含めた広報が必要。
- 情報の提示は画像や動画、資料の解説も含めたコンテンツが有効。

【学芸員とは】

博物館法第4条の4

学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる

博物館の課題

表3-6-1 入館者数（全体／館種別／設置者別）「Q9-1」 (%)

	N =	平成30年度年間入館者数											中央値	
		5千人未満	1万人未満	5千人～1万人未満	1万人～3万人未満	3万人～5万人未満	5万人～10万人未満	10万人～20万人未満	20万人～30万人未満	30万人～50万人未満	50万人～100万人未満	100万人以上	無回答	N =
全体	2,314	25.7	14.2	22.9	7.3	8.8	7.9	3.3	2.8	2.1	0.7	4.3	2,212	14,464
総合	129	12.4	12.4	29.5	12.4	12.4	12.4	3.9	2.3	1.6	0.8	0.0	129	27,229
郷土	248	44.0	17.7	23.8	3.2	5.2	1.2	0.4	0.4	0.0	0.0	4.0	238	5,510
美術	497	22.1	15.7	22.1	7.8	9.5	9.1	2.8	2.2	2.0	0.8	5.8	467	16,084
歴史	1,108	30.1	15.3	24.6	7.4	8.1	5.4	1.4	1.7	1.3	0.3	4.2	1,060	10,864.5
自然史	101	15.8	9.9	27.7	8.9	8.9	10.9	8.9	3.0	1.0	1.0	4.0	97	25,411
理工	102	3.9	5.9	15.7	8.8	11.8	26.5	12.7	6.9	4.9	1.0	2.0	100	107,605
動物園	41	0.0	2.4	4.9	0.0	9.8	9.8	24.4	24.4	14.6	7.3	2.4	40	295,049
水族館	44	2.3	0.0	6.8	9.1	9.1	13.6	11.4	18.2	13.6	6.8	9.1	40	260,395.5
植物園	34	14.7	8.8	2.9	8.8	20.6	23.5	2.9	2.9	5.9	0.0	8.8	31	68,752
動水植	10	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	30.0	10.0	20.0	0.0	0.0	10	213,209
国立	63	20.6	9.5	19.0	6.3	9.5	7.9	3.2	6.3	6.3	6.3	4.8	60	28,199
県立	343	2.0	5.5	15.5	11.1	16.0	10.8	8.5	0.3	5.0	2.0	3.5	321	81,952
市立	1,003	24.0	16.8	28.3	8.6	8.2	6.6	2.4	1.1	1.0	0.1	2.9	974	12,658.5
町村立	312	45.5	20.8	19.9	4.8	1.9	1.6	0.6	1.0	0.0	0.0	3.8	300	5,350.5
公益法人	425	32.7	13.2	20.5	4.9	9.2	5.9	2.4	0.9	2.6	0.5	7.3	392	10,171
会社、個人等	168	29.8	7.7	19.0	3.6	7.7	7.7	6.0	6.0	3.6	1.2	7.7	155	15,526

日本博物館協会2020『令和元年度 日本の博物館総合調査報告書』より

年間入館者数の中央値は **14,464人**

入館者数1万人未満の博物館 **38.9%**

37

「茅ヶ崎市博物館」は“郷土”博物館

上記の報告書(太枠内)によると

郷土博物館の年間入館者数の中央値は**5,510人**

市立の博物館の年間入館者数の中央値は**12,658.5人**

平成30年度文化庁委託事業「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」における「持続的な博物館経営に関する調査」事業報告書概要版

1. 逼迫する博物館財政

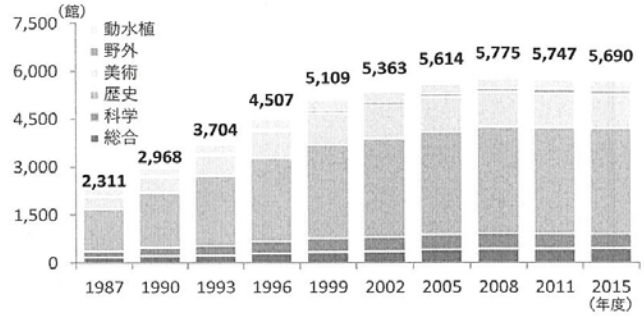
①1990年代における「博物館建設ブーム」

現在日本には、博物館法において定められる登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設を合わせると5,690館の博物館が存在する。

図表1から読み取れるように、日本の博物館の館数は1987年の2,311館から急激に増加し、1999年には5,109館となった。その後、増加のペースは鈍化し、2008年に最も多い5,775館を記録して以降は緩やかに減少している。

1980年代後半から1990年代の博物館の急激な増加は、地域のステータス誇示や、豊かな文化的なイメージを求めて、各地方公共団体や企業等が好景気に裏付けされた財政の余剰を博物館の建設に向けたことが一因と考えられている※。

図表1 日本の博物館数の推移



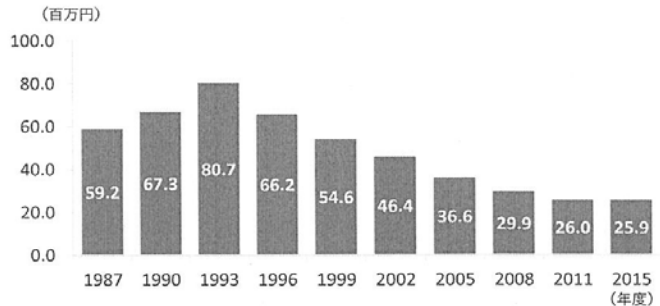
(出所) 文部科学省「社会教育調査」(年次統計及び平成27年調査結果)より、みずほ総合研究所作成

②博物館1館あたりの公費は減少傾向

公立博物館は営利施設ではないため、その運営には設置者である地方公共団体の予算措置が欠かせない。

①で確認したように、博物館数は1990年代にかけて急激に増加したが、図表2から読み取れるように、博物館に充てられる1館あたりの予算は1993年をピークとして減少の一途を辿り、2015年度にはピーク時の1/3以下にまで減少している。

図表2 1館あたりの社会教育費の推移



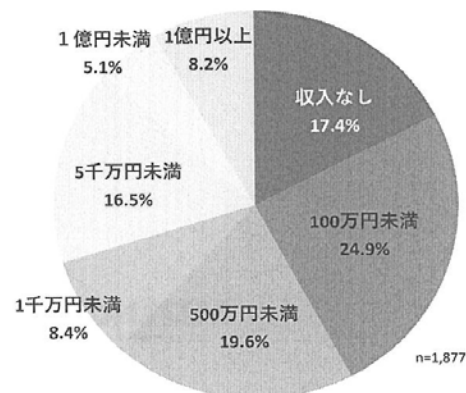
(出所) 文部科学省「地方教育費調査」(年次統計)より、みずほ総合研究所作成
(注) 地方公共団体が条例により設置し、教育委員会が所管する社会教育施設の経費及び教育委員会が行った社会教育活動に支出した経費の総額のうち、博物館費に区分される金額を各年度の博物館数で除して算出している。ただし、博物館数には私立等の博物館を含む。

③公費減少の一方で、事業収入も十分でない

博物館運営費の原資には、地方公共団体からの予算措置のほか、入館料収入やミュージアムショップ、カフェ等の附帯事業による収入(事業収入)が挙げられる。

図表3を参照すると、事業収入がない博物館が全体の17.4%、事業収入が100万円未満の博物館が全体の42.3%であり、多くの博物館が、収集・保存、調査・研究、教育・展示といった博物館の基本的な機能を十分に発揮できるほど、事業収入を得ていないことがわかる。博物館1館あたりの公費が減少傾向にあることを踏まえると、財政難に起因して博物館の基本的機能が損なわれている可能性がある。

図表3 博物館の事業収入額の分布



(出所) 杉長敬治「『博物館総合調査』(平成25年度)の基本データ集」(2015)より、みずほ総合研究所作成

※杉山正司(2012)「逼迫する博物館財政」、辻秀人編『博物館危機の時代』、p75-100

2. 財政難に起因して生じる課題

①半数以上の博物館が資料の購入に充てる予算がない

資料の収集・保存は、それ自身が博物館の発揮すべき基本的な機能であるとともに、展示・教育や調査・研究といったその他の機能の基盤となるものである。

図表4を参照すると、資料の購入に充てる予算がない博物館が、全体の52.7%を占めることがわかる。特に郷土博物館の約70%、歴史博物館の約60%が、予算がないと回答しており、厳しい運営を強いられていることがわかる。

図表4 資料購入予算額（館種別）

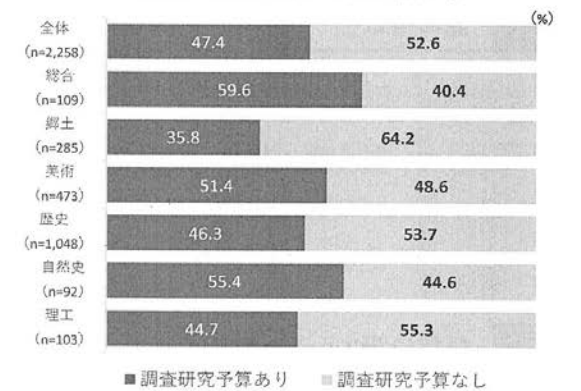


②半数以上の博物館が調査研究に充てる予算がない

調査・研究も、博物館が発揮すべき基本的な機能であるとともに、市民に博物館の活動の成果を還元・発信する展示・教育機能の基盤となるものである。

図表5を参照すると、調査・研究についても多くの博物館が、予算がないと回答している。また、収集・保存と同様に、最も比率が大きいのは郷土博物館であり、64.2%の博物館が調査・研究のための予算がないことがわかる。

図表5 調査研究予算の有無（館種別）



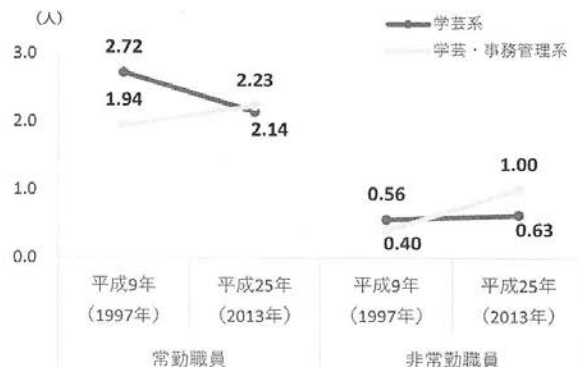
③学芸業務と事務管理業務の兼務が増加

博物館総合調査では、学芸員について、学芸業務専従の職員を「学芸系職員」、学芸業務と事務管理系業務の区別をつけていない職員を「学芸・事務管理系職員」として区別している。図表6は常勤、非常勤それぞれについて、学芸系職員と学芸・事務管理系職員の1館あたりの平均人数の推移を示したグラフである。

1館あたりの常勤の学芸系職員数に注目すると、平成9年（1997年）から平成25年（2013年）にかけて2.72人から2.14人に大きく数を減らしている一方で、常勤の学芸・事務管理系職員は平成9年から平成25年にかけて1.94人から2.23人に数を増やしている。また、非常勤職員についても同様に注目すると、学芸系職員数0.56人から0.63人に、学芸・事務管理系職員は0.40人から1.00人にそれぞれ数を増やしている。

以上から博物館の財政が逼迫する中で、常勤の学芸員についても、学芸業務に専従するのではなく、事務や管理業務について求められるようになってきていることがわかる。

図表6 1館あたりの学芸系、学芸・事務管理系職員の平均人数の推移



持続可能な博物館経営に向けた取組

来館者の確保に向けた取組のポイント

来館者を維持・確保するためには、3つの障壁を越える必要がある。

1つめの障壁は、「認知の障壁」であり、博物館の存在や取組について、人々に知ってもらうことを指す。

2つめの「来館の障壁」は、博物館の存在や取組について認知した人々が、実際に博物館を訪れるかどうかということ指す。

3つめの「再訪の障壁」とは、一度来館した人が再び博物館を訪れるかどうかということ指す。

■「認知・来館の障壁」を越えるためのポイント

- * ターゲットを見据えて広報・宣伝戦略を立てる
- * SNSを活用した広報・宣伝活動
- * 広報・宣伝専従の職員の配置
- * 来館の敷居を下げる取組で、新規の来館者層を取り込む

■「再訪の障壁」を越えるためのポイント

- * コンテンツの陳腐化を防ぐ
- * 博物館に「交流」の場を設ける

内部資金(予算)確保に向けた取組のポイント

博物館は営利施設ではなく、博物館単体でその基本的機能・役割を十分に発揮することは困難であり、必要な内部資金を確保することが前提となる。

- 1 所管部局に対するインターナル・マーケティング(組織内部や関連部局に対して行うマーケティング)の重要性
- 2 所管部局や財政当局の担当者に活動の成果(入館者数、メディアに取り上げられた回数、調査研究の刊行物数、来館者の満足度等)のエビデンスを提示
- 3 エビデンスの元となるデータ(入館者数、満足度、要望等)の準備
- 4 地域住民に対するエクスターナル・マーケティング(顧客に対して行うマーケティング)の重要性(博物館が地域住民の生活に根差したものであることをアピールすることが重要)

附带事業(ミュージアムショップ設置)における取組のポイント

ミュージアムショップを設置していても、オリジナルグッズを持たず、委託販売や場所貸しの手数料収入を得るのみで大きな収入源となっていない館も多いと考えられる。しかし、展示に関連する質の高い商品を開発して販売することは、ミュージアムショップを大きな収入源の1つとするためには重要である。

役割分業(マネジメント、学芸員、事務)に基づく組織体制の整備

人材確保には、設置者による支援が必要(常勤の館長、学芸員の配置等)

社会状況と博物館の課題について

参考：琵琶湖博物館第三次中長期基本計画

新型コロナウイルス感染症対策と「新しい生活様式」

博物館への訪問に制限がある中で注目を集めているのが、インターネットを介したオンラインサービスです。

来館しないで博物館を利用できる各種のオンラインサービスは「新しい生活様式」のもと、また、新型コロナウイルス感染症が収束した「アフターコロナ」の時代においても、博物館利用の重要な形態になっていくものと考えられます。従来の博物館の業績を評価する際に最もよく使われる指標は来館者数でしたが、これと並んでオンラインサービスによる博物館の利用も指標に加える検討が始まっています。

ICT技術の進化に伴うオンライン社会の到来

インターネットの普及とICT技術の進化によって、オンラインを前提とした新たな消費や流通、経営の形が生み出され、経済の構造が大きく変化しつつあります。

博物館・美術館でもこの変化に対応する動きが出ています。高精細画像や3D画像での収蔵品のオンライン閲覧や、VRによる展示室の観覧などの新しいサービスが開発され、従来の展示観覧では不可能だったさまざまな体験の提供が試みられています。今後、5Gの導入によって大容量のデータのやり取りが可能となるため、サービスの質や種類は飛躍的に向上すると考えられます。

観光と博物館

観光立国政策や文化観光推進法の制定などにより、博物館には観光拠点としての期待が高まっています。新型コロナウイルス感染症の影響が収束した後は、再び観光が盛んになると期待されています。最近では、国内旅行・訪日旅行のいずれでも、集団で有名な観光地を巡る団体旅行から、自分で訪問先を選んで体験を楽しむ個人旅行に主流が移りつつあります。後者においては、旅行先の選定にインターネットの情報やSNSによる口コミ情報が大きな役割を果たしており、旅行者が家にいる時点で博物館等の情報を取得できることが、訪問先に選ばれるための重要な要素になっています。

持続可能な社会への取り組み

令和12年(2030年)をゴールとする国連の持続的な発展のための開発目標(SDGs)には、国内外で取り組みが進んでいます。

博物館においても、SDGsを取り上げた展示やSDGsを意識した取組が行われるようになってきています。

災害と博物館

水害や大型地震による博物館の建物や標本・資料への被害が頻発するようになり、災害への備えと、被災後の復旧体制の整備が急がれています。短観での災害への備えが必須となっているほか、被災した場合に博物館同士で助け合うレスキュー網の整備も進んでいます。

これからの博物館が果たすべき役割

「文化審議会博物館部会 審議経過報告」より

①「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の文化を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

②「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある社会づくり、人々の健康で心豊かな生活に貢献する。

③「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育む。

④「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他関連分野・関係機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

⑤「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

コロナ禍と博物館

博物館経営の大きな転換点

感染症対策に伴う人的・金銭的負担

入館者・入館料の激減

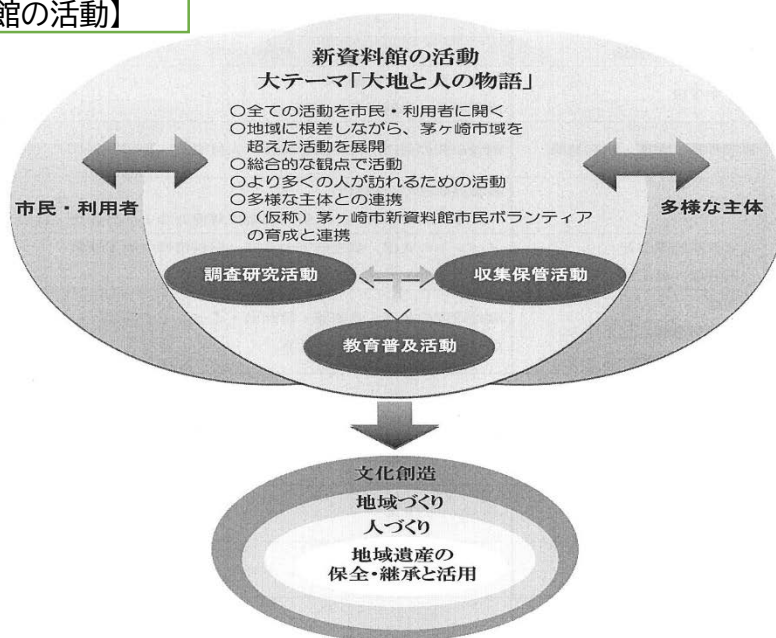
展示・イベントの中止や移動制限に伴う観覧機会の喪失



博物館の使命と価値をどう問い、どう計り、社会に発信するか

これからの博物館をどう創るか

【新資料館の活動】



【文化資料館整備基本計画】で定めた新資料館(博物館)の活動テーマ